

公営住宅法第27条第6項の規定に基づくいわゆる「入居承継」の  
事務取扱基準

入居承継は、次の1～3のいずれにも該当する場合に承認する。ただし、真にやむを得ない特別な事由があると知事が認める場合は、この限りでない。

1 入居承継を受けようとする事由が、次のいずれかに該当すること。

- (1)名義人が死亡した
- (2)名義人が離婚により当該住宅を退去した(内縁関係の解消を含む。)
- (3)名義人が施設入所、入院等により当該県営住宅での生活が困難になったため当該住宅を退去した
- (4)名義人が婚姻又は仕事上の転勤等に伴い遠隔地へ転居し、住民票を転出した

2 入居承継を受けようとする者(以下「継承者」という)が、次のいずれかに該当すること。

- (1)名義人の配偶者であること。
- (2)名義人の2親等以内の親族であること。
- (3)名義人の3親等以内の親族であって、継承者又は県の承認を受けた同居人の中に次のいずれかに該当する者があること。
  - ①高齢者(60歳以上)
  - ②障害者基本法第2条に規定する障害者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度であるもの
  - ③障害者基本法第2条に規定する障害者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度であるもの
  - ④障害者基本法第2条に規定する障害者で、③に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害があるもの
  - ⑤戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症までに該当するもの
  - ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - ⑦生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
  - ⑧海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - ⑨ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

3 継承者が入居承継後に次の各号のいずれにも該当すること

- (1)継承後の収入(政令月収)が次の金額を超えないこと
  - ①いわゆる裁量階層に該当する場合 214, 000円
  - ②①以外の場合 158, 000円

(2)現に住宅に困窮していることが明らかであること

4 次のいずれかに該当する場合には、承継を承認しない。

(1)承継事由発生時において、継承者が名義人と同居していた期間が1年に満たない場合。

(継承者が名義人の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く)

(2)名義人が、次のいずれかに該当する場合

①公営住宅法(以下「法」という)法第29条第1項に規定する高額所得者である

②法施行令第8条第2項に規定する率が「1」で算出された家賃(近傍同種家賃)を支払うべき収入超過者である

③家賃の滞納がある場合(名義人が県と締結した納付誓約書、和解等に基づき家賃の滞納額を減少させており、入居承継後も引き続き履行されることが確実と見込まれる場合を除く)

④法第27条第1項から第5項(保管義務)の規定に違反した場合

⑤熊本県営住宅条例第27条に該当する(明渡し請求の対象となる)場合

5 入居の承継を受けようとする場合は、承継事由発生から2ヶ月以内に、次の書類を添えて申請しなければならない

(1)入居の承継承認申請書(熊本県営住宅管理規則別記第5号の2様式)

(2)戸籍謄本(名義人と継承者との関係が記載されているもの)

(3)継承者及び同居者の世帯全員の住民票

(4)継承者及び同居者のうち16歳以上の者の所得証明書

(5)承継事由を客観的に証する書類

(6)その他、県が必要と認める書類

6 県は、入居の承継承認申請書を受理して1ヶ月以内に、当該申請に係る審査結果を文書で申請者に通知する。

7 入居の承継が不承認となった者に対しては、適切に退去指導を行う。

(施行期日)

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成18年4月1日前において50歳以上である者については、この基準中「60歳」を「50歳」と読み替える。

(施行期日)

この基準は、平成30年10月 1日から施行する。

(施行期日)

この基準は、令和8年 1月 1日から施行する。